

コンビニ交付サービスにおける住民票等誤交付事案について

1 事案の概要

令和5年3月27日、マイナンバーカードを使ってコンビニエンスストアで住民票の写し等の証明書を取得する「コンビニ交付サービス」において、横浜市の証明書について、申請者と別人の証明書が発行される事態が発生した。また、他の2つの地方公共団体（足立区及び川崎市）の証明書についても、同様の事態が立て続けに発生していたことが判明した。

2 事実関係（令和5年5月10日時点で判明している事実）

下表のとおり、横浜市、足立区及び川崎市（以下これらをまとめて「本件地方公共団体」という。）において、令和5年3月から5月までの間に、複数回にわたり、コンビニ交付サービスにおいて、別人の証明書が発行される事態が発生していることが判明した。

本件地方公共団体は、いずれも富士通 Japan 株式会社に対し、証明書の交付に関するシステムの開発・運用を委託していたものであり、本件事態は、いずれも同社の開発したシステムが関係し、誤交付が発生したものである。しかしながら、各システムの仕様は各地方公共団体により異なっており、各事態の具体的な原因に共通性があるのか否かを含め、現時点では詳細が不明である。

地方公共団体	発生日	発生件数	対象証明書
横浜市	令和5年3月27日	10件（18名） ※個人番号の記載は1名分	住民票の写し（個人番号あり／個人番号なし） 住民票記載事項証明書（個人番号なし） 印鑑登録証明書（個人番号なし）
足立区	同年3月22日	1件（3名）	住民票の写し（個人番号なし）
	同年4月18日	1件（1名）	印鑑登録証明書（個人番号なし）
川崎市	同年5月2日	1件（2名）	戸籍全部事項証明書（個人番号なし）

3 委員会の対応方針（案）

令和5年3月27日の横浜市における事態発生以降、当委員会は、本件地方公共団体及び富士通 Japan 株式会社に対して、ヒアリング等の調査を実施してきた。

本件は、富士通 Japan 株式会社のシステムを使用している地方公共団体での事態が頻発していること、また、同社のシステムを利用している地方公共団体は多くあることから、多数の国民の個人情報及び特定個人情報に関わる重大事案であり、詳細な実態把握が不可欠であるため、(1)横浜市に対して行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第35条に基づく報告徴収及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個情法」という。）第156条に基づく資料提出の求めを、(2)足立区及び川崎市に対して個情法第156

条に基づく資料提出の求めを、(3)富士通 Japan 株式会社に対して番号法第 35 条及び個人情報法第 146 条に基づく報告徴収を行うこととしたい。

また、詳細な事実関係を把握するとともに、今後、確認された問題点に応じて、指導等の要否を検討する。

以 上